

別府市制 100 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ募集要項

1 趣旨・目的

別府市は、令和 6 年 4 月 1 日に市制施行 100 周年を迎えます。令和 6 年 4 月 1 日からの記念事業期間には、市民総参加による市制 100 周年を祝う記念事業を実施します。

については、別府市制 100 周年と記念事業を国内外に広くプロモーションし、機運醸成を図るために、以下の基本理念を踏まえた別府市制 100 周年にふさわしいロゴマークおよびキャッチフレーズを募集します。

【別府市制 100 周年記念事業 基本理念】

^{いにしえ}古より温泉の恵みを楽しみ、国際観光温泉文化都市として発展してきた別府市は、令和 6 年 4 月 1 日に市制施行 100 周年を迎えます。

私たちは、このまちのかたちが築き上げられて 100 年という歴史の転換期にあつて、歴史の^{こゑ}聲に思いをいたし、本市のこれまでのあゆみや培われてきた歴史・伝統・文化・産業、先人が築き上げてきた功績を見つめ直し、郷土に対する愛と誇りを深化させる機会とするとともに、本市独自の地方創生の更なる実現を図り、豊かな未来と世界につなぐ次の 100 年に向けて飛翔することを目指します。

市民総参加による市制 100 周年を^{ことば}言祝ぐ記念事業を挙行し、90 を超える国と地域から集う留学生を含む市民の連帯と共生、べっぷ(BEPPU)への愛と誇りを創生するとともに、別府で生きる人々が伝統的な行事・催しはもとより、地域に密着した芸術文化活動(アート・art)を創造することによって、新たな価値や持続可能(サステイナブル・sustainable)な別府の魅力を生み出し、このまちのかたちを国内外に発信することで、世界中の人々に「アート(art)のまち」としても認識され、豊かな未来に向かって地域を磨き続けていきます。

2 募集内容

- ① 別府市制 100 周年記念ロゴマーク
- ② 別府市制 100 周年記念キャッチフレーズ

3 使用目的

別府市制 100 周年に係る全ての広報媒体に使用され、告知や広報に活用されます。

4 応募資格

別府市内にお住まいまたは通勤・通学している方、別府市出身の方、別府市にゆかりのある※個人の方、また、別府市が大好きという方も応募できます。年齢、住所、プロ・アマは問いません。

※「別府市にゆかりのある」・・・市内在住、通勤・通学、別府市出身以外に、別府でのエピソードや別府への思いを応募用紙にご記入いただける方も対象です。

5 募集期間

令和4年(2022年)11月16日(水)から令和4年(2022年)12月23日(金)まで。
郵送の場合は、当日消印有効。

6 応募方法

郵送または応募フォームのいずれかにより応募できます。

郵送の場合は、所定の応募用紙に必要事項をご記入のうえ、折らずにお送りください。

応募フォームから応募する場合は、ロゴマークは作品画像をデータ化して、キャッチフレーズは、応募フォームに直接入力して応募してください。詳しくは【応募上の注意事項】と本募集要項「7 応募要件」を必ず確認ください。

【募集要項および応募用紙】

以下よりダウンロードしてください。



<https://www.city.beppu.oita.jp/sisei/sinogaiyou/logo.html>

※別府市役所総合案内および各出張所でも配布しています

【郵送の場合の応募先】

〒874-0933 大分県別府市野口元町 2-35 菅建材ビル 2F

NPO 法人 BEPPU PROJECT

別府市制 100 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ応募係

電話:0977-22-3560

※封筒に「別府市制 100 周年記念応募書類在中」と記載してください。応募用紙を折らずにお送りください。

【応募フォーム】

以下より応募が可能です。

① 別府市制 100 周年記念ロゴマーク

<https://req.qubo.jp/BEPPU-100th/form/LOGO>



② 別府市制 100 周年記念キャッチフレーズ

<https://req.qubo.jp/BEPPU-100th/form/phrase>



【応募上の注意事項】

- ・FAX での応募は受け付けません。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による応募をご遠慮ください。
- ・応募にかかる一切の費用(郵送費・デザイン費等)は、応募者自身で負担してください。
- ・送付または送信中の事故や障害等により、応募作品が届かない場合やデータが破損する等のいかなる問題が発生した場合においても、当実行委員会では一切の責任を負いません。
- ・応募作品の受領に関するお問い合わせには対応できかねますので、あらかじめご了承ください。

7 応募要件

以下を必ずご確認のうえ、応募してください。

【ロゴマーク・キャッチフレーズ共通事項】

- (1) 本募集要項「1 趣旨・目的」を踏まえた、別府市制 100 周年を広く効果的にプロモーションできるロゴマークまたはキャッチフレーズとしてください。
- (2) ロゴマーク、キャッチフレーズともに単体での応募となります。ロゴマークの中にキャッチフレーズを入れるなど、自身が作成したキャッチフレーズ作品との併用を前提とした応募はできません。
- (3) ロゴマークのみの応募、キャッチフレーズのみの応募、また、どちらも応募することも可能です。
- (4) ロゴマーク・キャッチフレーズについて、それぞれ1人3点まで応募できます。1人3点を超える応募があった場合は、受付順で4点目以降の作品は応募無効となりますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 応募作品は、応募者ご本人が別府市制 100 周年記念事業のために創作した未発表のものに限ります。
- (6) 最優秀賞受賞作品の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます)、

商標権(商標出願をする権利を含みます)、その他の知的財産権及びそれらの出願をする権利、所有権等に関するすべての権利は別府市に帰属するものとし、最優秀賞受賞者は当該作品に関し著作者人格権を行使しないものとします。なお、受賞作品に関する権利については、最優秀賞受賞者から、別途確認書をご提出いただく場合があります(その際、最優秀賞受賞者が未成年者の場合は親権者の同意書をご提出いただきます。)

- (7) 応募作品は返却できません。
- (8) 応募作品を提出後に修正することはできません。
- (9) 最優秀賞受賞作品については、受賞者の氏名や年齢、住所(市町村名まで)、学校名等を公表します。
- (10) 応募者の個人情報適切に管理し、別府市制 100 周年記念に関する事業以外の目的では使用いたしません。

【ロゴマーク】

- (1) 本募集要項「1 趣旨・目的」を踏まえた、100 周年にふさわしいデザインとしてください。
- (2) 「100」(アラビア数字)の文字を使用し、「100」の文字が認識しやすいデザインとしてください。
- (3) 手描きでも、デジタルデータでも、どちらでも応募が可能です。
- (4) 郵送で応募する場合は、応募用紙の枠内に手描き、もしくは印刷したものを貼り付けて、応募用紙を折らずに本募集要項「6 郵送の場合の応募先」までお送りください。
- (5) 応募フォームから応募する場合は、以下をご確認のうえ、応募作品画像をデータ化して応募フォームの内容に従って応募してください。
<応募作品画像>
 - ・ファイル形式:JPG、PNG、PDF のいずれか
 - ・ファイルサイズ:1ファイルにつき 2MB 以内
 - ・画像データの余白に必ず応募者氏名と電話番号を記載すること
- (6) ロゴマークはカラーとし、単色やモノクロでの使用や拡大・縮小での使用、キャッチフレーズ最優秀賞受賞作品と組み合わせて使用されることを考慮したデザインとしてください。ロゴマークの中に自身が作成したキャッチフレーズを組み込んだデザインは応募できません。
- (7) 応募の際の下地は白色としてください。ただし、広報媒体での使用にあたっては、他の色が下地となる場合があります。
- (8) 手描きの作品が最優秀賞受賞作品となった場合は、受賞者と協議・確認をおこないながら、電子データに変換します。
- (9) デザインの中に既存のキャラクターやロゴマークを含めないでください。別府市ゆか

りのキャラクター(例:「べっぴょん」)であっても使用できません。

- (10) 応募作品は別府市制 100 周年記念事業のために作られた未発表のもので、類似がなく、第三者の著作権や商標権を侵害しないデザインであるものに限ります。
- (11) 作品原本は、応募後も、最優秀賞受賞作品の発表まで保存しておいてください。

【キャッチフレーズ】

- (1) 本募集要項「1 趣旨・目的」を踏まえた、別府に対する思いや未来へのイメージなどを端的に表現したものとしてください。
- (2) 25 文字までとってください。記号やスペースも1文字と数えます。
- (3) 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットの使用も可能です。
- (4) 応募用紙の枠内に手書き、もしくは印刷したものを貼り付けて応募してください。応募フォームで応募する場合は、応募フォームの内容に従って直接入力してください。
- (5) 応募作品は別府市制 100 周年記念事業のために作られた未発表のもので、類似がなく、第三者の著作権を侵害しないものに限ります。

8 審査基準

- (1) 本募集要項「1 趣旨・目的」を踏まえたロゴマーク・キャッチフレーズであること
- (2) 別府市制 100 周年を印象付けるロゴマーク・キャッチフレーズであること
- (3) 別府市の魅力をアピールできるロゴマーク・キャッチフレーズであること
- (4) 別府市制 100 周年記念のロゴマーク・キャッチフレーズとして、広報活動等に活用しやすいこと

9 選考方法・結果発表

(1) 選考方法

別府市制 100 周年記念事業実行委員により編成された審査委員会によって最優秀賞を決定します。

(2) 結果発表

- ・選考結果は、令和 5 年(2023 年)1 月末(予定)に受賞者本人に通知のうえ、令和 5 年(2023 年)2 月下旬に発表します。
- ・受賞されなかった方への通知は行いませんので、あらかじめご了承ください。
- ・選考過程や選考結果、選考理由についてのお問い合わせには対応できませんので、あらかじめご了承ください。

10 表彰

最優秀賞：ロゴマーク・キャッチフレーズ それぞれ1点 賞状、副賞(10万円)

- ・受賞者が未成年の場合は賞金相当額の図書カードを贈呈します。
- ・受賞者が未成年の場合は著作権等に係る別府市への帰属了承等のため、親権者の同意が必要です。

11 個人情報の取り扱いについて

- (1) 応募作品に係る個人情報については、応募内容の確認、作品の審査・発表、受賞者への通知・表彰以外の目的で使用することはありません。
- (2) 最優秀賞受賞作品については、受賞者の氏名や年齢、住所(市町村名まで)、学校名等を公表します。

12 応募等に関する注意事項

- (1) 以下の応募は選考対象とはなりません。また、選考結果発表後に受賞を取り消すことがあります。
 - ・公序良俗に反する場合
 - ・応募内容に虚偽の記載があった場合
 - ・受賞作品が既発表のものと同じもしくは類似の場合
 - ・第三者の知的財産権その他の権利を侵害するおそれがある場合
 - ・本募集要項に違反した応募がされた場合
- (2) 募集要項に記載された事項については、当実行委員会の判断により、今後、変更または追加することがあります。
- (3) 応募をもって募集要項に同意いただいたものとみなします。

13 お問い合わせ先

〒874-0933 大分県別府市野口元町 2-35 菅建材ビル 2F

NPO 法人 BEPPU PROJECT

別府市制 100 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ応募係

電話:0977-22-3560

メールアドレス:info@beppuproject.com

受付時間:月～金 9:00～18:00

休み:土・日・祝日および年末年始

※別府市制 100 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズの募集については、別府市制 100 周年記念事業実行委員会が NPO 法人 BEPPU PROJECT へ委託しています。

【募集要項 Q&A】

Q1 受賞作品は、どのように使用されますか？

A1 チラシやポスター、のぼりなどの広報物やオリジナルグッズ、記念事業の告知物や看板など広く活用されます。

Q2 誰が応募できますか？ 別府市にゆかりがある人とは、どのような人ですか？

A2 別府市内にお住まいの方、別府市内に通勤・通学している方、別府市出身の方はもちろん、別府市を訪れて大好きになった方、別府市に興味があってこれから訪れたいと思っている方等、別府に対する思いやエピソードがある方も応募できます。年齢、住所、プロ・アマは問わず、個人の方が応募できます。

Q3 手描きでも応募できますか？

A3 応募できます。

ロゴマークの場合は、所定の応募用紙に直接手書きしたもの(切り取って応募用紙に貼り付けても可)を郵送いただくか、手書きした作品をデジタルデータに変換して応募フォームから応募してください。

キャッチフレーズの場合は、所定の応募用紙に直接手書きしたものを郵送してください。

Q4 パソコン等で作成したロゴマーク作品は応募できますか？

A4 応募できます。

以下の通りにデータ化して、応募フォームから応募してください。

- ・ファイル形式:JPG、PNG、PDF のいずれか
- ・ファイルサイズ:1ファイルにつき 2MB 以内
- ・画像データの余白に必ず応募者氏名と電話番号を記載すること

もしくは印刷したものを所定の応募用紙に貼り付けて郵送いただくことも可能です。募集要項「6 応募方法」の送付先までお送りください。

Q5 応募先に作品を持って行ってもよいですか？

A5 申し訳ありませんが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による応募は受け付けておりません。

Q6 ロゴマークとキャッチフレーズ、どちらも応募できますか？

A6 ロゴマークのみの応募、キャッチフレーズのみの応募、また、どちらも応募することも可能です。ただし、キャッチフレーズとロゴマークを合体させた作品は応募できません。

Q7 手描きしたロゴマーク作品を返却してもらいたいのですが、可能ですか？

A7 応募作品は返却できません。作品の複写を応募用紙に貼り付けて郵送する、もしくは作品のスキャンデータを応募フォームから応募することも可能ですので、原本はご自身で保管してください。

※手描きのロゴマーク作品が最優秀賞作品となった場合は、受賞者と協議・確認をおこないながら電子データに変換するため、原本をお借りする場合があります。応募後は、審査発表まで原本の保管をお願いいたします。

Q8 キャッチフレーズに含めなければならない言葉はありますか？

A8 特に指定はありません。別府市制 100 周年記念事業基本理念をふまえた、別府市制 100 周年にふさわしいキャッチフレーズをご応募ください。

Q9 自分の作品が最優秀賞を受賞した場合、自分でオリジナルグッズを販売することはできますか？

A9 できません。受賞作品のすべての権利は別府市に帰属し、別府市制 100 周年記念事業の広報やイベント等で使用されます。

その他のお問い合わせについては、以下までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

NPO 法人 BEPPU PROJECT

「別府市制 100 周年記念 ロゴマーク・キャッチフレーズ応募係」

電話:0977-22-3560

メールアドレス:info@beppuproject.com

受付時間:月～金 9:00～18:00 休み:土・日・祝日および年末年始

※別府市制 100 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズの募集については、別府市制 100 周年記念事業実行委員会が NPO 法人 BEPPU PROJECT へ委託しています。